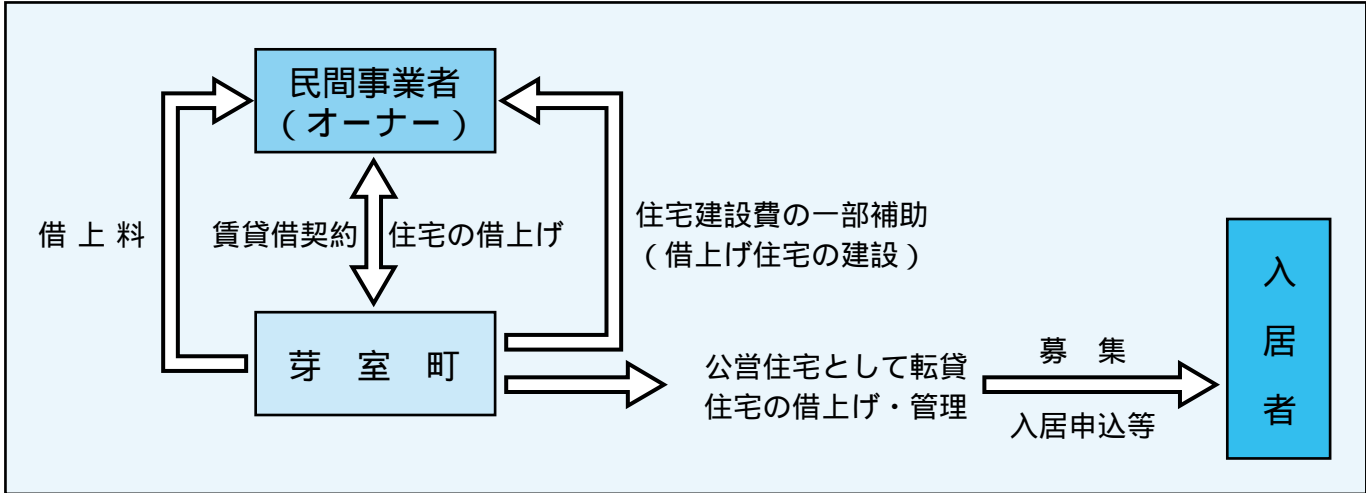


# 借上げ事業がスタート

## に新しいシステム導入。

民間事業者や土地所有者などが、生活に便利な中心市街地で共同住宅を新築し(町が定める基準に合致した住宅の建設費の一部について補助制度があります)、これを町が20年間公営住宅として借上げ、管理する制度が中心市街地住宅借上げ事業です。高齢者住宅対策や中心市街地活性化・空洞化防止対策として、町村では全国初めての事業実施になります。

### 制度の仕組み



### 行政・事業者のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化・空洞防止化が図られる</li> <li>・ 利便性の高い中心市街地に高齢者向けの公営住宅が建設できる</li> <li>・ 民間資金の活用で初期投資(土地取得費・住宅建設費・設計費など)がなく公営住宅が整備できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年の借上げ期間終了後に財産(土地・住宅)は残らない</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家対策の心配が必要ない</li> <li>・ 一般的な維持管理は行政に委ねることができる</li> <li>・ 20年の借上げ期間中は行政から一定の収入(借上げ料)が見込める</li> <li>・ 建設費の一部(住宅共用部分・共同施設・高齢者向け設備)に対して補助がある</li> <li>・ 遊休地を活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設資金借入期間等の条件により、事業者が直接経営した場合の収入と比較して減少することもある</li> </ul>
入居募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「借上げ公営住宅」の完成は12月以降を予定していますので、完成前に広報誌すまいるや新聞ちらしなどで公募する予定です。</li> </ul>	

今月の

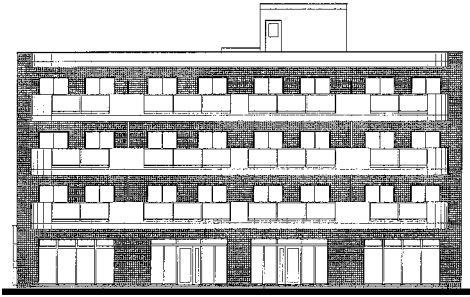
焦点

# 中心市街地住宅借

全国の町村で初、公営住宅

今年度は2事業者が3棟を建設します。

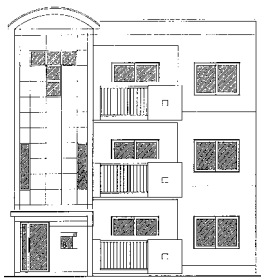
東1条1丁目9-2 (右図内)  
(めむろーど東側)



東2条4丁目21-1 (右図内)



東2条4丁目17-5 (右図内)

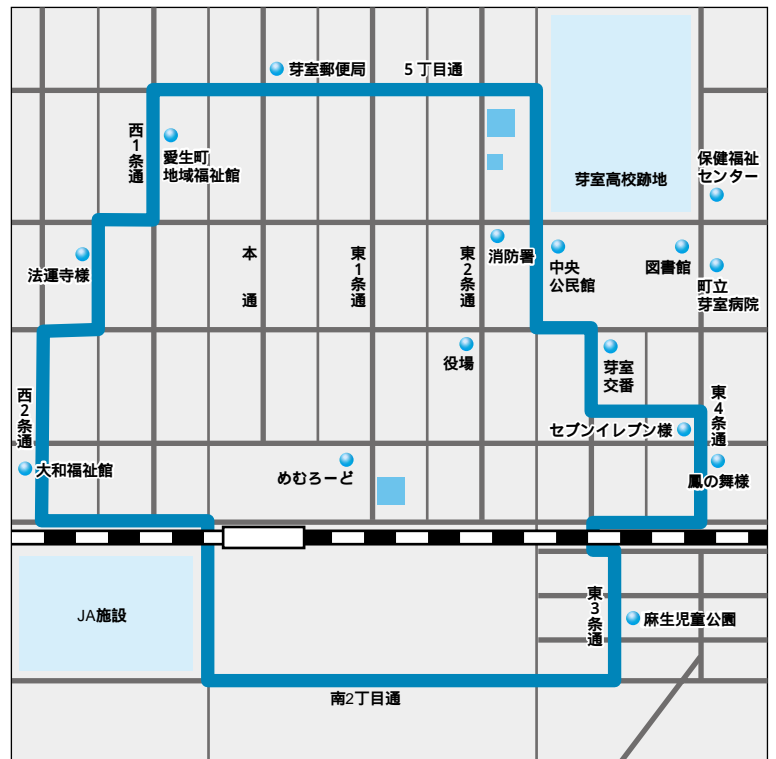


図面はいずれも南側立面です。



お問い合わせ先：都市開発課建築係（内444）

## 制度適用対象地域



- 行政区別対象範囲
- 曙町～全域
  - 栄町～全域
  - 本町～全域
  - 中央町～全域
  - 錦町～東2条南1丁目
  - 麻生町～東3条南1丁目の一部
  - 大町～本通4丁目
  - 錦町西～東1条南1丁目・本通南1丁目
  - 愛生町～西1条3丁目・4丁目の一部
  - 幸町～東1条3丁目・4丁目
  - 北町～東2条4丁目
  - 旭町～西1条1丁目・2丁目、西2条1丁目・2丁目の各一部
  - 東町～東2条3丁目・東3条1丁目・東3条2丁目の各一部
  - 寿町～東4条1丁目・2丁目の各一部